

制度の名称	持続的生産強化対策事業(持続的生産強化緊急対策)	
支援の種類	営農再開に向けた生産資材の確保および作物残さ撤去に関する支援	
制度の内容	被災農業者が一刻も早く生産を再開・継続できるよう、当面の作付けに必要な種苗・肥料・農薬の購入費、農機のレンタル・リース代、作業の外部委託費、園地の土砂撤去費などを補助します。	
	支援項目	支援内容
	(1) 資材の調達等支援 早期営農再開	・種子、種苗、マルチなど1年限りの消費財の購入経費 ・農業用機械が被災し使用不可となり、早期営農再開に必要な農業用機械のレンタル経費 ・経験の少ない作物に転換する場合等に一部作業を委託する経費
	(2) 作物転換・規模拡大	・被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靱化を図る場合に必要となるパイプハウス等の生産資材の購入経費
	(3) 栽培環境整備 作物残さ等の撤去	・被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去 ・農地に飛散したガラスやハウス資材の撤去
	(4) 追加防除・施肥	被災により、生育回復に新たに必要となった肥料や農薬の購入並びに土壌診断経費
	(5) 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託費
	(6) 土づくり	・災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥のすき込みに必要な経費
	(7) リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を行う場合に必要となる農業機械等のリース導入経費
		補助率等
		1/2 以内
		1/2 以内
		1,500 円 / 10a 以内 14,000 円 / 10a 以内
		1/2 以内
		1/2 以内
		定額 (10,000 円 / 10a 以内)
		定額 (本体価格 1/2 以内)

	<table><tr><td>(8) 収穫・調製作業</td><td>・被災により必要となった収穫・調整作業に要する掛かり増し経費</td><td>定額(8,000円/10a)</td></tr></table>	(8) 収穫・調製作業	・被災により必要となった収穫・調整作業に要する掛かり増し経費	定額(8,000円/10a)
(8) 収穫・調製作業	・被災により必要となった収穫・調整作業に要する掛かり増し経費	定額(8,000円/10a)		
活用できる方	被災農業者(市町村による証明が必要)			
注意事項	<u>(1) 早期営農再開に必要な生産資材の調達支援等、(2) 作物転換・規模拡大への支援、(8) 収穫・調整作業は、以下の条件を満たすほ場</u> ①市が被災により 30%以上の収穫量等の減少が見込まれると認めたほ場 ②市が被災により 20%以上の収穫量等の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場 <u>(3) 作物残さ等の撤去への支援、(4) 追加防除・施肥、(5) 防除方法の転換</u> 市が被害を確認し、県に対して被災があった旨を報告したほ場 <u>(6) 土づくり</u> 農作物等に甚大な被害を受けた地域で、災害復旧事業において、客土工法が用いられたほ場 <u>(7) リース方式による農業機械等の導入</u> 農作物または農業機械等が甚大な被害を受けた地域			
お問い合わせ先	農林政策課 農林振興係 ☎ 0964-27-3325			